

石綿健康診断(石綿障害予防規則第40条～第43条)

石綿を製造し、または取り扱う業務に従事又は従事した労働者に対しては、雇入れの時、当該業務への配置替えの時および定期(6ヶ月以内ごとに1回)に、石綿健康診断を実施しなければなりません。

(健康診断対象者)

- ① 特定石綿等を製造もしくは取り扱う業務に常時従事する労働者
- ② 製造禁止石綿等を試験研究のために製造もしくは取り扱う業務に従事する労働者
- ③ 過去においてその事業場で、石綿等を製造または取り扱う業務に従事したことがある
在籍労働者

石綿健康診断の項目

- ① 業務の経歴の調査
- ② 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ③ 咳、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ④ 胸部のエックス線直接撮影による検査